

### 委員会決定個別留意事項の反映状況

日本学生支援機構	p 1
海洋研究開発機構	p 2
国立高等専門学校機構	p 3
大学改革支援・学位授与機構	p 4
労働者健康安全機構	p 5
国立病院機構	p 6
医薬品医療機器総合機構	p 7
地域医療機能推進機構	p 8
日本貿易振興機構	p 9
中小企業基盤整備機構	p 1 1
都市再生機構	p 1 4
環境再生保全機構	p 1 6

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（平成 30 年 11 月 29 日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【独立行政法人日本学生支援機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 2020年4月からの給付型奨学金の拡充を控え、奨学金事業の効果を社会に発信することが今後一層求められることから、<u>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策</u>について検討を行うことを目標に盛り込んではどうか。その際、奨学金の給付や返還が終了した元奨学生と法人が<u>つながりを維持・構築するための方策</u>について検討を行うことも目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項</p> <p><u>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策</u>や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生との<u>つながりを維持・構築するための方策</u>について、国と連携して検討を行う。</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が終了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討したか、<u>情報収集や論点整理を含めた検討状況を参考に判断する。</u></p>
<p>② また、法人の支援を受け日本に留学した元留学生については、後輩学生のサポートや日本留学の魅力の発信を行う役割が期待できることから、<u>元留学生と法人がつながりを維持・構築していくための方策</u>について検討を行うとともに、<u>関係機関と一層連携して外国人留学生の支援に取り組むこと</u>を目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、<u>関係府省庁や日本貿易振興機構（JETRO）等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。</u></p> <p>⑥ <u>日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</u></p>

【国立研究開発法人海洋研究開発機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 「海洋基本計画」(平成30年5月15日閣議決定)等の国の方針に基づき、我が国における海洋科学技術の中核機関として、<u>大学、独立行政法人、地方公共団体、民間企業等の関係機関と連携・協働しながら、オールジャパンの課題解決に向けた海洋調査、研究開発、人材育成等の取組を着実に推進していくことを目標に盛り込んで</u>どうか。</p>	<p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 海洋科学技術における中核的機関の形成</p> <p>(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等</p> <p>機構が、経済・社会的課題や地球規模の諸課題の解決に貢献していくためには、<u>国内外の大学や公的研究機関、民間企業等の関係機関との連携・協働関係を今まで以上に推進していくとともに、研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していく必要がある。このため、機構は、成果やノウハウ等を知的財産として権利化するのみならず、関係機関との新たな価値の協創のための連携体制の構築や、萌芽的研究開発等の実施による将来の技術シーズの創出に努める。その際、成果を経済・社会ニーズに即して分かりやすく情報提供するとともに、論文・特許等の研究開発成果を適切に把握・管理することが重要である。</u></p> <p>機構は、我が国の海洋科学技術の中核的機関として、国際的な枠組みに対し積極的に協力するとともに、<u>海外の主要な研究機関との連携を一層強化する。特に、国際深海科学掘削計画（IODP）の下で、地球深部探査船「ちきゅう」を用いた科学掘削プロジェクトの進展を図るため、関係機関との連携強化、プロジェクトへの我が国からの参加推進や参加国の増加等に取り組む。</u></p> <p>将来の海洋立国を担う研究者及び技術者を育成するため、<u>大学、民間企業、公的研究機関等との連携体制を強化し、優れた若手研究者や大学院生等を国内外から積極的に受け入れるとともに、高等学校教育とも連携し、将来の海洋科学技術分野において活躍しうる人材を確保するための裾野拡大に取り組む。</u></p>
<p>② また、法人が保有する膨大なデータの<u>統合・解析機能を強化し、社会実装につながる有用な情報として社会に発信することや、研究開発成果や知的財産を適切に管理することについて</u>も、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進</p> <p>(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発</p> <p>機構は、複雑に絡み合う海洋・地球・生命間の相互関連性を発見・解明するために、高度な数値解析を効率的に行う情報基盤の整備・運用を図りつつ、<u>機構内の様々な分野の研究者及び技術者や国内外の関連機関等と連携して、海洋・地球・生命に関する情報・データを収集・蓄積するとともに、高度化した数理科学的手法を用いてこれらのデータを整理、統合、解析する。また、高性能なユーザインターフェースを構築して、数理科学及び情報科学の専門知識を有しない利用者のニーズにも即して最適化した情報を創出し、提供する。</u></p> <p>2. 海洋科学技術における中核的機関の形成</p> <p>(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等</p> <p>機構が、経済・社会的課題や地球規模の諸課題の解決に貢献していくためには、国内外の大学や公的研究機関、民間企業等の関係機関との連携・協働関係を今まで以上に推進していくとともに、<u>研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していく必要がある。このため、機構は、成果やノウハウ等を知的財産として権利化するのみならず、関係機関との新たな価値の協創のための連携体制の構築や、萌芽的研究開発等の実施による将来の技術シーズの創出に努める。その際、成果を経済・社会ニーズに即して分かりやすく情報提供するとともに、論文・特許等の研究開発成果を適切に把握・管理することが重要である。</u></p>

【独立行政法人国立高等専門学校機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 全国に所在する国立高等専門学校が、<u>民間企業、中小企業団体、地方公共団体等と連携・協働して地域課題の解決を行うなどの実践的な教育を通じて、地域の産業、ひいては我が国全体の産業を支える人材を育成するという役割を、法人として引き続き担っていくことを明確に目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割  <u>これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。</u>  <u>これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。</u></p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  3. 1 教育に関する目標  (4) 教育の質の向上及び改善  <u>実践的技術者を育成する上での学習の動機付けを強めるため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決を目指した実践的な教育に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。</u></p>
<p>② <u>また、社会ニーズを踏まえ、各国立高等専門学校の強み・特色を伸ばすための適材適所の教員配置等、理事長及び法人本部のマネジメントの下で推進すべき事項について、目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項  6. 2 人事に関する計画  <u>全国に51ある国立高等専門学校を設置する法人としての特性を踏まえつつ、理事長のリーダーシップのもと、教職員の業務の在り方を見直すとともに、人員の適正かつ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアパスやダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革に取り組む。</u></p> <p>6. 4 内部統制の充実強化  <u>理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。その際、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するとともに、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。</u></p>
<p>③ <u>諸外国における「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」の導入に対する支援については、相手国における産業・技術の高度化や経済成長を支える人材の育成に貢献するだけでなく、相互交流を通じて、我が国の国立高等専門学校の一層のグローバル化にも寄与するものであることから、関係機関と連携しながら、組織的・戦略的に推進していくことを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  3. 3 国際交流に関する目標  <u>各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」の正しい理解を得つつ、海外における導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。</u></p>

【独立行政法人大学改革支援・学位授与機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 認証評価及び国立大学法人評価の両制度に携わる唯一の機関であるとともに、認証評価における先導的な役割を担っている強みをいかし、評価を受ける側である大学等が、<u>内部質保証や教育研究能力の向上に向けた取組を進め、自ら変革する組織となるような評価の在り方について、制度を所管する文部科学省とも連携しながら検討を行い、我が国の高等教育の発展に貢献することを目標に盛り込んで</u>はどうか。</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、<u>認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。</u></p>
<p>② また、<u>大学等の教育研究の状況等の情報発信については、その受け手である社会・国民、大学等の活用状況を把握し、活用が促進されるよう、運用の改善方策を目標に盛り込んで</u>はどうか。</p>	<p>4 質保証連携 (1) 大学連携・活動支援 ③ 大学ポータル <u>大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポータルを運用する。</u> なお、<u>運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。</u> ④ 評価機関との連携 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、<u>他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。</u></p>
<p>③ 将来的な大学進学者数の見通し等を踏まえ、評価事業及び国立大学施設支援事業の実施を通じ、大学等の教育研究の状況及び財務状況の両方の情報を把握・分析できる強みをいかし、<u>大学における戦略的な経営判断を支援する取組の強化を目標に盛り込んで</u>はどうか。</p>	<p>4 質保証連携 (1) 大学連携・活動支援 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、<u>国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。</u></p>

【独立行政法人労働者健康安全機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① <u>働き方改革の実現に向けた両立支援について、病気の治療と仕事の両立に関する専門性・人材面での強みをいかして、地域の産業保健総合支援センターを中心とした企業との窓口を活用し、企業ニーズに適合したアドバイスの実施、産業医・保健師の研修の充実、両立支援コーディネーターの養成を行うことや、疾病の予防から職場復帰、両立支援までの総合的な取組を行うことを目標に盛り込んで</u>どうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として、実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、<u>産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。</u> その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、<u>地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。</u></p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、<u>アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。</u></p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア <u>ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</u> 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、<u>研修実施計画を策定して計画的に実施すること。</u></p> <p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、<u>両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。</u> また、研修の受講終了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、<u>両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。</u></p>
<p>② <u>また、医療サービスの質の向上を図るとともに、経営改善の取組に向け、理事長がリーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築することについて、目標に盛り込んで</u>どうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、<u>理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</u></p>

【独立行政法人国立病院機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① <u>セーフティネット分野の医療（結核、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む精神・筋疾患、心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ医療等の他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療）に関する専門性・人材面での強みをいかし、引き続き、我が国における中心的な役割を担うとともに、在宅支援を含む医療・福祉の充実・強化を図ることを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 診療事業</p> <p>(3) 国の医療政策への貢献</p> <p><u>重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。</u></p>
<p>② <u>また、災害対応時の役割の明確化や災害医療のための人材育成を含め、国や地域との連携を強化し、国の災害医療体制の維持・強化に貢献することを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>1 診療事業</p> <p>(3) 国の医療政策への貢献</p> <p><u>災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。</u></p>
<p>③ <u>さらに、法人が有する人的・物的資源、病院ネットワークを最大限活用し、中核的な機関として必要な医療を行い、国の医療政策へ貢献することを明確に目標に盛り込んではどうか。また、こうした役割を果たすため、本部機能の見直し、人事や運営の効率化などに取り組むとともに、経営改善の取組に向け、理事長がリーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築をすることを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>1 診療事業</p> <p>(3) 国の医療政策への貢献</p> <p><u>機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。</u></p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制</p> <p><u>法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。</u></p> <p><u>また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。</u></p>

【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① <u>医薬品等の審査の迅速な処理</u>にあたり、<u>安全対策の一層の質の向上</u>に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 審査業務            審査業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、<u>医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図ること。</u>また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。</p> <p>4 安全対策業務            安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、<u>医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行うことが重要である。</u>また、国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるように、<u>安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。</u></p>
<p>② また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、医療情報データベース（MID-NET）をクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）と連携させ、治験・臨床研究・安全対策等に活用することとされている。このため、<u>関係機関と連携することや個人情報の適切な取扱いを確保することを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>4 安全対策業務</p> <p>(4) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上</p> <p>③ MID-NET<sup>®</sup>の利活用推進と運営に向けた体制の構築            イ MID-NET<sup>®</sup>の連携先の拡大を図ること。            なお、連携拡大に向けては、<u>協力医療機関の拡充並びにクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）をはじめとした他のデータベース及び協力医療機関以外の医療機関とのデータ連携等について検討を進め、利活用可能なデータの規模の拡充を図ること。</u>また、<u>個人情報の適切な取扱いを確保すること。</u></p>
<p>③ さらに、法人の組織規模が拡大する中で、将来にわたって業務のパフォーマンスを発揮するため、<u>透明性を確保しつつ、適切な法人運営が可能となるような組織基盤（ガバナンス体制）を構築することを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築</p> <p>(1) 意思決定体制、業務執行体制の進化</p> <p>① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行えるよう、<u>適切なガバナンス体制を構築すること。</u></p> <p>② 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、<u>業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。</u></p>



【独立行政法人地域医療機能推進機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 各施設（病院、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等）の人的・物的資源を活用し、その役割や強みを発揮することで、<u>地域包括ケアシステムの構築に係る取組に貢献</u>することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 診療事業</p> <p>(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、<u>地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに質の高い医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。</u></p> <p>2 介護事業</p> <p>地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、<u>地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組むこと。</u></p>

【独立行政法人日本貿易振興機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① <u>第4次産業革命・デジタル経済の台頭に対応するため、質を一層重視した対日投資（海外で先行する AI 技術等を活用した事業や、日本にはまだない新たなビジネスモデル）を促進し、イノベーションに貢献する具体的な取組</u>を目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項            (1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援            ① 質の高い対日直接投資等の促進            (関係機関との連携、イノベーションと地域経済活性化への重点化)  <u>第四次産業革命によるイノベーションの進展、国内における人手不足や地域における社会課題の増加などの社会環境の変化を踏まえて、イノベーションや地域経済活性化に資する対日投資に重点を置く。具体的には、(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、(3)地域経済活性化に資する事業、(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。地域経済活性化に資する事業の誘致においては、自治体と連携していく。</u></p> <p>【指標】誘致成功件数（協業・連携案件を含む）について、中期目標期間中に 300 件以上を達成する。            対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。特にイノベーションの創出に資する事業を重点的に誘致する。            (1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものも含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）並びに生産性向上へ貢献する事業。</p>
<p>② また、人手不足が深刻化する中、<u>各地域の強みと国内に誘致する外国企業の技術・ノウハウ等との結び付きを強め、新たな需要を創出するため、地域経済の競争力強化・活性化に貢献する具体的な取組</u>を目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援            ① 質の高い対日直接投資等の促進            (関係機関との連携、イノベーションと地域経済活性化への重点化)  <u>第四次産業革命によるイノベーションの進展、国内における人手不足や地域における社会課題の増加などの社会環境の変化を踏まえて、イノベーションや地域経済活性化に資する対日投資に重点を置く。</u>（再掲）</p> <p>(日本企業等と海外企業の協業・連携)  <u>外国企業の拠点設立の有無に限らず、優れた技術を持つ外国企業と日本企業・大学・研究機関をマッチングし、技術提携や共同研究開発などを促進することにより、上記の重点化対象となっている国内のイノベーション創出や地域経済活性化に貢献する。また、日本企業のニーズや課題と、イノベティブな海外スタートアップのソリューションを組み合わせることを通じて、オープンイノベーションを推進する。</u></p> <p>【指標】誘致成功件数（協業・連携案件を含む）について、中期目標期間中に 300 件以上を達成する。（再掲）            対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。特にイノベーションの創出に資する事業を重点的に誘致する。            (3)<u>地域経済活性化に資する事業（東京都以外における事業）</u>            ・地方自治体が策定する地域の特色をいかした誘致戦略（政府及び日本貿易振興機構がその策定等を支援するもの）に基づいた事業            ・多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業</p>

<p>③ さらに、地方における中堅・中小企業の海外展開を担える人材の不足が顕在化している中、<u>高度外国人材の確保・定着の支援を通じた海外展開に貢献する具体的な取組</u>を目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援 (グローバル人材の活躍・育成)</p> <p>中堅・中小企業の海外展開を担う人材の不足が顕在化している状況を踏まえ、グローバル人材の活躍・育成支援を推進する。グローバル人材をめぐる中堅・中小企業の多様なニーズを踏まえて、海外展開において重要な戦力となる留学生などの<u>高度外国人材の獲得・定着支援を行うとともに</u>、我が国企業人材の国際ビジネスの能力開発支援を行う。</p> <p>具体的には、<u>関係府省庁や国際協力機構（JICA）や日本学生支援機構（JASSO）等の独立行政法人、大学等の関係機関との連携の下、日本貿易振興機構が一元的な情報提供を行うプラットフォームの機能を担うとともに</u>、<u>高度外国人材の受入に係る企業への伴走型支援を提供することなどにより</u>、海外展開へ効果的に繋げていく。</p>
---	---

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 第4次産業革命・デジタル経済の台頭、人口減少とグローバル成長市場の取込み等といった我が国を取り巻く社会経済情勢の変化や直面する政策課題に対して、<u>イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、法人が持つ強みをいかして、中小企業・小規模事業者を支援する具体的な取組を目標に盛り込んで</u>はどうか。</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 生産性向上</p> <p><u>中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。</u></p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援</p> <p><u>機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</u></p> <p><u>機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。</u></p>
<p>② また、高齢化が進む中小企業・小規模事業者の事業引継ぎ・事業承継や事業再生について、各地域の現場において実務を担う中小企業支援機関等が、支援を必要とする中小企業・小規模事業者に寄り添いつつ成果を向上させるため、法人が、<u>これら支援機関等が直面する課題やニーズを十分に把握・検証した上で、優良事例の情報共有、専門家派遣等の総合的・複合的な支援を的確に実施</u>することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p><u>機構は、より多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・事業引継ぎを促進するため、以下の取組を行う。</u></p> <p><u>事業承継においては、経営に関するノウハウの継承や後継者の育成のために早期・計画的な準備着手の必要があるが、準備を先送りしているケースが多い。また、潜在的に事業承継の問題を抱えているにもかかわらず、誰にも相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまうといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけではなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。</u></p> <p><u>また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&amp;A等の第三者承継が有効な解決策であるとの認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&amp;A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介</u></p>

会社等の民間支援機関（以下「民間支援機関等」という。）が保有する売り手側企業と買い手側企業の企業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報の活用といった二一ズがある。

これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。

また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させるとともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。

さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報を取り込むことによって、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。

なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。

#### 4. 経営環境の変化への対応の円滑化

##### (2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、ITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。

③ さらに、法人は、各種の経営相談、セミナー開催等の多岐にわたる業務を実施しているが、全国9か所に地域本部が設けられている中で、全国各地域の中小企業・小規模事業者 381 万者に対して法人の認知度を高め、法人の支援施策を利活用してもらうため、ホームページ以外の様々なツールや機会を通じた周知・啓発を強化することや、適切にその効果を把握・検証することを目標に盛り込んではどうか。

#### IV. 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 顧客重視

##### (2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。

第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

【独立行政法人都市再生機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① <u>大都市等における国際競争力強化のための都市再生、地方都市における人口減少・高齢化等に対応するための魅力あるコンパクトシティの実現、防災性向上や南海トラフ地震対策などの事前防災まちづくりによる安全・安心なまちづくりについて、法人が有する専門性・ノウハウをいかして、地域の取組を積極的に支援することを目標に盛り込んではどうか。</u></p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>機構は、<u>大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</u></p> <p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>機構は、<u>地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</u></p> <p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>機構は、<u>都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</u></p>

<p>② また、賃貸住宅の活用・再生について、<u>地方公共団体等と連携して、少子高齢化・人口減少等の社会構造の変化や多様化する社会におけるライフスタイルの変化への対応、コミュニティの形成など、魅力あるまちづくりに資する取組を積極的に推進・支援することを目標に盛り込んで</u>どうか。</p>	<p>2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備  少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、<u>地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。</u>  このため、機構は、次の取組を行うこと。  ・UR賃貸住宅団地を活用し、<u>地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。</u>  ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、<u>幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。</u>また、<u>コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。</u></p> <p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進  国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、<u>地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。</u>  このため、機構は、次の取組を行うこと。  ・<u>持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。</u></p>
<p>③ さらに、<u>東日本大震災等からの復旧・復興業務についても、法人が有する専門性・ノウハウをいかして、地域の取組を積極的かつきめ細やかに支援することを目標に盛り込んで</u>どうか。</p>	<p>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(2) 災害からの復旧・復興支援  南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。  機構は、<u>東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</u>  ・<u>災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</u>  ・(略)  ・<u>地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</u></p> <p>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施  東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。  このため、機構は、<u>復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。</u>また、<u>事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。</u></p>



【独立行政法人環境再生保全機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 環境分野の研究・技術開発に係る成果が、他の様々な分野の研究・技術開発にも大きく寄与していることを踏まえ、<u>環境研究総合推進費業務について、法人が、研究成果の社会実装を推進するために環境省が示す方向性に沿って研究課題の公募、審査・採択に取り組むことや、研究成果を社会実装につなげる視点をもって、個々の研究課題に係る評価や進捗管理に工夫して取り組むことを目標に盛り込んでどうか。</u></p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（<u>環境研究総合推進費業務</u>）</p> <p>機構においても、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、気候変動、資源循環、自然共生等、推進戦略で示された分野について、<u>環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。</u></p> <p>また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等に加え、<u>外部有識者による中間評価、事後評価を通じて研究者支援等を充実させるなど、的確かつ効果的な研究管理を行う。</u>さらに、<u>他の国立研究開発法人等の知見や環境省による追跡評価の結果を収集・分析の上、活用するなどして、機構において必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。</u></p>